1. 無駄遣い撲滅に向けた支出の総点検の反映

平成21年度概算要求基準において明記された<u>「ムダ・ゼロに向けた見直しの断行」や「政策の棚卸し」</u>等を徹底し、平成21年度予算概算要求に当たって、農林水産予算における支出を総点検することにより経費を削減し、重要課題実現のための政策経費に充当することとしました。その概要は、以下のとおりです。

(1)3年以上継続している事業の見直し

平成18年度以前に開始した事業のうち、平成20年度まで継続して実施してきた事業について見直しを行い、農村生活総合調査研究事業、海岸保全施設整備事業における局部改良事業など計70事業を平成20年度限りで廃止(473億円を削減)。

(2) 公益法人向け支出の見直し

平成18年度一般会計予算において公益法人に支出された経費401億円について見直しを行い、平成21年度概算要求において引き続き計上するものを282億円に抑制し、3割を削減。

(3) 多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業の見直し

平成19年度当初予算に対して3割以上の不用を発生した事業について 見直しを行い、計10事業を平成20年度限りで廃止(24億円を削減)。

(4) レクリエーション経費の原則廃止等

職員厚生経費のうちレクリエーション経費については、平成20年度に おける執行を凍結(既に契約したものを除く。)するとともに、平成21年 度概算要求は行わない。

(5) 広報経費の見直し

平成21年度概算要求において、広報経費のうち、イベント・シンポジウム開催に係る経費を原則廃止するとともに、パンフレット、リーフレット、新聞・テレビ・ラジオ広告等に係る経費について必要性を徹底的に見直し。

(6) 委託調査経費の見直し

- ① 平成20年度に終期を迎える民間団体向け委託費について期限の延長を認めないこととし、計41事業を平成20年度限りで廃止(20億円を削減)。
- ② 平成20年度予算において一事業当たり800万円以下の民間団体向け委託費計21事業を、平成20年度限りで廃止(1億円を削減)。
- ③ 平成18年度及び19年度の2年間連続で一者応札かつ同一者による受 託がなされた19事業を平成20年度限りで廃止(6億円を削減)。
- ④ 平成19年度に同一の公益法人が3事業以上を受託している場合、当該法人の受託事業から少なくとも1事業を原則廃止することとし、計24事業を平成20年度限りで廃止(7億円を削減)。

(7) 国の補助金等で造成された公益法人等の基金の活用

原油高騰対策、国産原材料供給対策、農地政策、地域商店街活性化対策、森林吸収源対策といった現下の農林水産政策をめぐる緊急課題への対応のため、公益法人・独立行政法人に造成されている基金を活用することにより、国費の支出を抑制。

平成21年度予算概算要求に当たっては、以上に掲げるような支出の総 点検の結果、平成20年度農林水産関係予算のうち「公共事業関係費」及 び「その他経費」の2%相当以上を削減し、重要課題実現のための政策 経費に充当することとしました。

2. 政策評価結果の反映

ア 農林水産省においては、「農林水産省政策評価会」(第三者機関:座長 八木 宏典 東京農業大学国際食料情報学部教授)の意見を聴き、政策評価を実施し ています。

平成20年7月18日に公表された「平成19年度に実施した政策の評価結果 (http://www.maff.go.jp/j/assess/hyoka/kekka/2007/index.html)」の概要は、次のとおりでした。

<平成19年度政策の評価結果>

- (1)17政策分野の54政策目標のうち、
 - ①「A(おおむね有効)」ランクは、39目標(72%)
 - ②「B(有効性の向上が必要である)」ランクは、12目標(22%)
 - ③「C(有効性に問題がある)」ランクは、2目標(4%)
 - ④「その他」は、1目標(2%)

となりました。

- (注1)「A(おおむね有効)」ランク・・・・・・達成度合90%以上 「B(有効性の向上が必要である)」ランク・・・達成度合50%以上90%未満 「C(有効性に問題がある)」ランク・・・達成度合50%未満
- (注2) 調査が終了しなかったため、ランク付けを行わない目標が1つあった
- (2)「C(有効性に問題がある)」ランクとなった2目標の政策手段(予算事業)については、必要性、有効性等を分析・検証する政策手段別評価を実施し、見直しの方向性を示しました。

また、今年度からは、新たに、目標の下に位置付けられている指標の達成状況にも着目し、「C(有効性に問題がある)」ランクとなった1指標の政策手段についても、政策手段別評価を実施し、見直しの方向性を示しました。

- イ 「C(有効性に問題がある)」ランクとなったものについては、評価結果を 受け、以下のとおり、平成21年度予算概算要求等に反映させています。
- < 「C(有効性に問題がある)」ランクとなり、政策手段別評価を行った 2目標における対応>
- 教育ファームへの取組の推進

【政策評価結果】

・19年度目標:教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の 割合の増加 68.1%

- ・19年度実績:49.1%(Cランク)
- ・評価結果の概要:早急に教育ファームの狙い等を市町村に周知徹底する とともに、21年度予算において、地方農政局、地方農政事務所等を通 じて得た市町村の要望を踏まえ、事業内容や運用の改善を図るべきで ある。

【政策評価結果の反映】

市町村に対して教育ファームの狙い等を早急に周知徹底します。また、 点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開 されるようにするため、各市町村の関係者に対し、優良事例の紹介や関 係者間の調整を円滑に進めるための濃密な助言等を行うとともに、教育 ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成及び参 加者の理解を助けるための教材の作成を行います。

【食育推進事業事務費(拡充)

72 (64) 百万円の内数】

【にっぽん食育推進事業補助金(継続) 1,664(1,664)百万円の内数】 【食の安全・安心確保交付金(継続) 2,362(2,345)百万円の内数】

② 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 【政策評価結果】

- ・19年度目標:資源回復計画の着実な実施に向け、漁獲努力量削減実施計画 を早期(資源回復計画作成後半年以内)に策定 達成率100%
- •19年度実績:達成率 35%※(Cランク)

※漁獲努力量削減実施計画の早期作成は3計画/資源回復計画は14計画=35%

・評価結果の概要:水産資源を早期に管理し回復させることは、我が国水産物の安定供給等に向けた重要な課題である。このため、①都道府県に対し漁獲努力量削減実施計画(以下「削減実施計画」)の早期作成(半年以内)をうながすために必要な指導を行う仕組みを検討すること、②事業の効率的な運用を促進するため、強い水産業づくり交付金の要領に、削減実施計画を早期(半年以内)に作成する規定を設けることが必要である。

【政策評価結果の反映】

目標達成に向け、①都道府県に対し削減実施計画の早期作成(半年以内)を促すため、地方公共団体の役割に留意しつつ、必要な現地説明会等を国が直接行うこと、②強い水産業づくり交付金の要領に、削減実施計画を半年以内に作成する規定を新たに設けることにします。

【強い水産業づくり交付金(8, 154(7, 730)百万円の内数)の要領改正】

- < 「 C (有効性に問題がある)」ランクとなり、政策手段別評価を行った 1 指標における対応>
- ① 豊かで住みよい農村の実現

【政策評価結果】

- ・19年度目標:「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」の指標の うち「景観農業振興地域整備計画の策定数」 20計画
- 19年度実績:2計画(Cランク)
- ・評価結果の概要:景観農業振興地域整備計画(以下「景観農振整備計画」) の策定を推進するためには、景観法や景観農振整備計画について幅広 く普及・啓発することに加えて、①重点地域を定め、その地域の市町 村、地域住民等を支援すること、②事業の効率性を上げるため、景観 農振整備計画の策定に繋がるメリット措置の導入を検討することが必 要である。

【政策評価結果の反映】

景観農振整備計画の策定数を増加させる取組を強化するため、計画策定に意欲的な市町村(重点地域)へのアドバイザー派遣等を支援します。また、景観法等に基づき指定された重要地域において、環境や農村景観の維持向上に対する活動や基盤整備等に支援します。

【田園歴史的風致土地利用推進事業(新規)のうち

景観農業振興地域整備計画策定推進のための支援 23(0)百万円の内数】 【水土里環境を守ろう特別支援事業(公共)(新規) 200(0)百万円】

ウ 「A(おおむね有効)」ランク又は「B(有効性の向上が必要である)」ランク となった目標に属する政策手段(予算事業)についても、評価結果を受け、平 成21年度予算概算要求等に反映させています。その具体例は、次のとおりです。

① 食品産業の競争力の強化

【政策評価結果】

- ・19年度目標:食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化 (食料産業クラスター事業に参画している食品製造企業の製品出荷額等が、前 年実績を上回ったかを基本に、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に有効性 を判断)
- ・19年度実績:おおむね有効 (Aランク) (平成19年度の製品出荷額(推計)が対前年比2.8%増)
- ・評価結果の概要:食料産業クラスターに参画している食品製造企業の活性化に貢献し、目標の達成状況はおおむね有効であることから、今後

とも、国産農産物を活用した商品づくりや販路拡大を支援する必要がある。

【政策評価結果の反映】

食料産業クラスター形成により、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大の取組を推進するため、農商工等連携促進法による支援策の活用を図るとともに、食品産業等に対し専門的なアドバイスを行うコーディネーターの確保等の強化を図ります。

注:「食料産業クラスター」とは、食品産業が中核となり、農林水産業や関連産業を含めた連携ネットワークを構築すること。

【食料産業クラスター展開事業(拡充) 874(609)百万円】

② 国産農畜産物の競争力の強化のうち加工向け国産野菜の出荷量増加 【政策評価結果】

・19年度目標:68万トン

・18年度実績:68.6万トン(Aランク※)

※19年度の統計は8月末公表のため、過去からの推移及び18年度実績で評価

・評価結果の概要:国産農畜産物の強化を図るためには、消費者・実需者のニーズに的確に対応した国産農畜産物を安定的に供給できる体制を構築することが重要である。

加工向け国産野菜(13品目)については、今後更にシェアを拡大するため、産地における加工・業務用向け野菜の供給体制を強化していく必要がある。

【政策評価結果の反映】

国産品に対するニーズが高まっている状況に鑑み、野菜等国産原材料の加工・業務用向けの供給体制の強化に向け「加工・業務用需要対応プラン(仮称)」を策定し、同プランに基づき生産・流通体制の変革等に取り組む産地や農業経営等に対して重点的な支援を行い、加工・業務用分野での国産原材料シェアの拡大を目指します。

【国産原材料供給力強化対策(新規) 8,025(0)百万円】

③ 担い手の育成・確保

【政策評価結果】

19年度目標:農業経営改善計画の認定数 24.0万経営体

19年度実績:23.7万経営体(平成19年12月末現在)(Aランク)

・評価結果の概要:目標の達成に向けて順調に進捗しているが、望ましい 農業構造の確立に向けて、引き続き、水田・畑作経営所得安定対策(品 目横断的経営安定対策)をはじめ、担い手の経営改善・発展に向けた 支援を着実に実施し、担い手の育成・確保の取組を一層推進する必要がある。

【政策評価結果の反映】

意欲と能力のある担い手を育成するため、水田・畑作経営所得安定対策については、19年12月に行った見直しの内容を周知しながら着実に推進するとともに、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援等、担い手のニーズに即した各種支援施策を集中的・重点的に実施します。

【水田・畑作経営所得安定対策230,482(208,670)百万円】【農業法人経営発展支援事業(新規)230(0)百万円】【担い手アクションサポート事業(拡充)3,175(2,250)百万円】

④ 山村地域の活性化

【政策評価結果】

- ・19年度目標:以下の指標により全国的な視点から総合的に有効性を判断
 - ①全国の振興山村地域から抽出した市町村において、新規定住者 数・交流人口・地域産物等の販売額
 - ②森林資源を積極的に利用している流域の数
 - ③用排水施設などの生活環境整備の受益者数
- •19年度実績:有効性の向上が必要である(Bランク)
- ・評価結果の概要:地域の森林資源の活用や住民の定住基盤の整備などが進められてきているが、新規定住や交流人口の拡大などに必ずしもつながっていないと見られることから、今後とも山村地域の生活環境等の整備を図るとともに、地域の特色を活かした魅力ある山村づくりを推進し、定住や都市との交流を促進する必要がある。

【政策評価結果の反映】

森林等の自然や伝統文化等の山村特有の資源を活用した新たな産業の 創出、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援しま す。また、地域の特色を活かし、①環境(新素材・エネルギー)、②教 育、③健康の3分野に着目して国がガイドラインを示すとともに、地域 の取組のマネージメントを行う人材の派遣等を行うことにより、新たな 山村再生のモデルを開発することで、山村振興を加速します。

【山村再生総合対策事業(拡充) 367(300)百万円】

⑤ バイオマスの利活用の推進

【政策評価結果】

- 19年度目標:国産バイオ燃料の生産拡大 100KL以上生産

- •19年度実績:463KL(Aランク)
- ・評価結果の概要:国産バイオ燃料の生産拡大については、政策目標を達成しており、施策は有効であることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、世界的に食料供給との競合が懸念されることから、今後は、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要がある。

【政策評価結果の反映】

平成23年度に国産バイオ燃料を5万KL生産する目標の達成に向けて、「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携する取組を支援します。

また、北海道洞爺湖サミットの首脳声明(第二世代バイオ燃料の開発 と商業化を加速)を受けて、稲わらや間伐材等のセルロース系原料を活 用した日本型バイオ燃料の大幅な生産拡大を一層推進します。

> 【環境バイオマス総合対策推進事業(拡充) 352(352)百万円】 【地域バイオマス利活用交付金のうち農林漁業者参加促進事業(拡充)

> > 1,584(0)百万円】

【ソフトセルロース利活用技術確立事業 (継続)

3,798(3,237)百万円】

⑥ 農林水産物・食品の輸出の促進

【政策評価結果】

- ・19年度目標:農林水産物・食品の輸出額 1兆円規模(平成25年)
- 19年度実績: 4,337億円(対前年比16.0%の増加)(Aランク)
- ・評価結果の概要:平成19年の農林水産物・食品の輸出実績額は、4,337億円で前年比16.0%の増加と、目標に向けて順調な伸びを示しており、今後とも、目標の実現に向けて、関係府省、地方公共団体等と連携を図りつつ、輸出環境の整備や意欲ある農林漁業者等に対する支援を行う必要がある。

【政策評価結果の反映】

関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全 国協議会において「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が改 訂(平成20年6月)されたところであり、それに沿って、意欲ある農林 漁業者等に対する支援策を展開します。

【輸出促進対策(拡充) 2,234(2,052)百万円】

3. 予算執行状況の反映

財務省が行った予算執行状況調査を反映し、次のような見直しを行いました。

① 家畜共済損害防止事業

家畜共済損害防止事業について、発症が稀な疾病は検査対象から除外すべき、また、近年の多頭化した飼養形態を踏まえより効率的な検査方法の導入や、医薬品管理の効率化をすべきとの指摘を受けました。これらの指摘を踏まえ、平成 21 年度予算要求に当たっては、対象疾病を一部見直すとともに、より効率的な検査方法(プロファイルテスト)の実施や診療点数方式への変更による医薬品の効率的な管理を行うなどの見直しを行いました。

② 漁船再保険事業(漁船船主責任保険)

漁船船主責任保険について、損害率が低い状況を踏まえ、保険料設 定方式を見直し、保険料を引き下げるべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、平成21年度予算要求に当たっては、専門家の分析・指摘を踏まえ統計処理を修正し、保険料率の見直しを行った上で、必要となる経費を予算要求しています。

③ 海岸事業 (ハード・ソフトー体となった津波・高潮対策の推進)

津波・高潮危機管理対策緊急事業について、浸水想定区域調査実施 後速やかにハザードマップが作成されるようにするとともに、ハザー ドマップが更に有効活用されるようにすべきとの指摘を受けました。 これらの指摘を踏まえ、浸水想定区域調査の採択申請の審査時に、 ハザードマップ作成スケジュールや活用計画について確認するととも に、ハザードマップを活用したセミナーの開催や防災訓練などの取組 が促進されるよう、既に実施している市町村の情報についてホームペ ージ等で紹介することとしています。

④ 政府保有米に係る運搬等業務

政府保有米の運送に係る契約について、一般競争入札を更に拡大するとともに、消費地倉庫における在姿販売を検討すべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、入札公告期間を確保した上での一般競争入 札の更なる導入を検討するとともに、消費地倉庫での在姿販売実施の 可能性を検討することとしています。

⑤ 業務車両・パソコンの調達(地方農政局)

業務車両・パソコンの調達について、地方農政局は年間の調達計画の作成等により農政局単位によるまとめ買いを進め、また、パソコンのリース契約については、国庫債務負担行為を適切に活用すべきなどの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、年間調達計画の作成等により農政局単位によるまとめ買いを進めるとともに、継続的に調達する消耗品等の一括購入など計画的に物品等の調達を実施するよう、地方農政局の関係部署に周知・徹底を図るとともに、パソコン等のリース契約については、平成21年度より国庫債務負担行為を活用することとしています。

⑥ 森林管理局等における物品調達等の契約について

森林管理局等における物品調達等の契約について、森林管理局単位での集中化・一括化による一般競争入札を拡大しているが、同一局内の森林管理署が個別に調達している事例や連絡不十分により徹底されていない事例が見られたとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、職員に対して改めて物品調達等の集中化・ 一括化の周知・徹底を図り、一般競争入札を一層推進することとして います。

4. 公共事業改革

農林水産公共事業については、これまでも事業の重点化やコスト縮減などの様々な改革に取り組んできましたが、「歳出・歳入一体改革」や「基本方針2008」の趣旨を踏まえ、引き続き以下の改革に取り組みます。

(1) 非公共施策との連携

公共事業によるハード整備とソフト施策を一体的に実施することによって、農林水産政策の重要課題に対応していきます。

① 国内における食料供給力の強化につながる基盤整備の推進

国産農産物の供給力強化を図るため、農業の生産性を高める基盤整備と併せ、実需者のニーズに対応した追加・補完的な生産基盤整備や農産物処理加工施設等の整備を一体的に推進することにより、需要に見合った生産を推進し、食料自給率の向上を図ります。

② 森林吸収源対策の加速化

間伐等の森林の整備・保全の推進と併せて、不在村森林所有者への働きかけなどを内容とする「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を図り、森林吸収源対策を加速化します。

③ 資源管理回復計画と連携した漁場造成の推進

排他的経済水域において、水産資源の回復を促進するため、魚種別資源 回復計画といった資源管理措置と併せ、国が漁場整備事業を重点的に推進 します。

④ 公共事業予算の一部を活用した非公共施策の充実

農林水産業の喫緊の課題に対応するため、公共事業の予算の一部を活用し、非公共施策の充実・強化を図ります。主な事例は以下の通りです。

- 農業農村整備の予算の一部を活用し、基盤整備とあいまって、農地の確保と徹底した有効利用を図るため、米粉等の新規需要米や麦、大豆等自給率の向上につながる作物の重点的な増産・供給や耕作放棄地の再生・利用を促進する非公共事業を創設します。これらにより、農政の喫緊の課題である国内における食料供給力の強化に取り組みます。
- ・ 林野公共の予算の一部を活用し、間伐促進の前提となる森林境界の明確化を支援する非公共事業を創設します。これにより、境界が不明確なため整備されてこなかった森林での間伐を促進し、森林吸収源対策を着実に進めます。
- ・ 水産基盤整備の予算の一部を活用し、漁業者等による藻場・干潟等の 保全活動を支援する非公共事業を創設します。これにより、水産資源の 保護・培養、水質浄化等の公益的機能の維持・回復を促進します。

(2) 予算配分のメリハリ

農林水産政策の重要課題に対応するため、予算配分に一層のメリハリをつけて、事業を重点化していきます。

① 農業水利施設の効率的な更新・保全管理への重点化

今後、農業水利施設の更新需要が増大することを踏まえ、ストックマネジメントに基づく事業に予算を重点的に配分し、農業水利施設を効率的に 更新・保全管理していきます。

② 森林吸収源対策の加速化に向けた間伐等の森林整備への重点化

森林吸収源対策を加速化するため、引き続き造林・間伐等に予算を重点 化します。また、治山事業においても、水土保全機能の低下した保安林の 整備により、森林吸収源対策に貢献します。

③ 我が国周辺水域における漁場の整備等への重点化

近年、水産資源の半数が低位水準となっている状況を踏まえ、漁場の拡大等に予算を重点的に配分し、水産資源の生産力の向上を図ります。

(3) 事業内容の見直し

事業の更なる重点化に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行います。

- ・ 農業生産基盤の整備を概ね了している地域等において農村生活環境整備のみを行う「中山間地域総合整備事業(生活環境型)」については、 平成21年度より新規採択を中止します。
- ・ 水土保全機能の発揮を重視する森林の整備の促進のために設置する 「長期育成循環型路網(基幹路網)」については、採択基準を利用区域 森林面積の200ha以上から500ha以上に引き上げ他の基幹路網と同等とし ます。
- ・ 水域環境保全創造事業において、漁港浄化施設、廃油処理施設、清掃船整備といった環境保全対策を行う場合に、事業費要件を新たに設けます(都道府県営事業:5,000万円以上、市町村・団体営事業:1,000万円以上)。

(4) 更新コストの縮減

農業水利施設や水産基盤施設等の老朽化が進む中、ストックマネジメントの考え方を導入し、既存の施設等を効率的に活用します。これにより、更新のためのコストを抑えつつ、施設の長寿命化を図ります。

(1) ストックマネジメント導入対象の拡大

基幹から末端に至る水利施設全体をシステムとして将来にわたって効率 的に保全するため、団体営事業等により造成された農業水利施設を対象と したストックマネジメントの仕組みを新たに導入します。

また、水産基盤ストックマネジメント事業の対象施設に漁港施設用地、 増養殖場の消波施設を追加するとともに、事業主体に漁場施設の管理者を 追加します。

② ストックマネジメント手法の開発

今後、多くの農業集落排水施設の老朽化が進むことから、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を進めていく必要があります。そのため、農業集落排水施設を対象としたストックマネジメント手法の開発に向け、モデル的な検討を行います。

(5) 事業方式の改革

各々の事業特性を活かした独自の取り組みにより、入札方式の改革、事業 評価手法の改善、コスト縮減などの改革を進めていきます。

① 一般競争入札の拡大と低入札防止策の充実

農林水産公共事業について、平成21年度までに一般競争入札を概ね8割 (金額ベース) まで拡大することを目指します。

また、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」(平成20年3月公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)を踏まえ、技術的な工夫の余地が少ない工事及び災害復旧工事を除き、すべての工事について総合評価落札方式を実施します。

更に、国営土地改良事業においては、品質等に悪影響を及ぼすような極端な低価格による受注を防止するため、「施工体制確認型総合評価落札方式」を事業所長発注工事(9千万円未満)においても実施します。

② 事業評価手法の改善による客観性・透明性の向上

国営土地改良事業において、期中評価・事後評価の費用対効果分析の算定前提条件となる数値を平成20年度よりホームページで公表することにより、事業の客観性・透明性の一層の向上に取り組みます。

③ コスト構造改善に向けた取り組みの推進

農林水産省では、「農林水産省公共事業コスト構造改革プログラム(平成15年)」等に基づき、公共事業のコスト縮減に取り組んできました。

平成20年度以降は、「農林水産省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づきこれまでと同様、直接的にコストの低減に資する取組を進めるとともに、新たに、品質の向上に資する施策等にも取り組むこととし、平成24年度までに総合コスト改善率15%(平成19年度比)を目指します。具体的には、

- 既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減。
- ユニットプライス型積算方式の適用工種の拡大。
- 工事途中で発生したコンクリート塊等の再資源化による資源循環の 促進。

などに取り組み、コスト構造改善を図ります。

5. 特別会計の見直し

(1) 特別会計改革の基本方針

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成18年6月2日法律第47号)に、特別会計改革の基本方針を明記。 平成22年度までの間に改革を計画的に推進し、特別会計における資産 ・負債や剰余金等を縮減。
- 行革推進法の趣旨を踏まえ、特別会計に関する法律(平成19年3月31日法律第23号)において、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を規定。

(2) 個別の特別会計の改革

〈農林水産省関係の特別会計の改革方針及び措置状況は以下のとおり〉

【旧食糧管理特別会計と旧農業経営基盤強化措置特別会計】

- ・ 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)の一元的 経理と食料安定供給施策の効率的な推進を図るため平成19年度に統合 し、「食料安定供給特別会計」を設置。
- ・ その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合及び独立行政法人へ の移行について検討。
- ・ また、本特会を通じて公益法人に積み立てられた基金について、農業の体質強化のための農地の利用集積を促進する事業に必要な財源として活用。

【国営土地改良事業特別会計】

- ・ 平成20年度に一般会計に統合。
- ・ 国と地方公共団体の役割分担については、水田地域において、国は 基幹的農業水利施設の機能向上を含む更新事業に施策を集中させ、都 道府県は農地の整備等を重点的に実施する等の方針を平成18年度末に

決定。

【国有林野事業特別会計】

- 平成18年4月に国有林野事業勘定と治山勘定を統合。
- ・ 行革推進法では、「平成22年度末までに、業務の性質に応じ、一部 を独立行政法人に移管した上で、一般会計への統合について検討。」 と規定されているが、1年前倒しし、平成22年4月から実施すること で検討。

【農業共済再保険特別会計と漁船再保険及び漁業共済保険特別会計】

・ 行革推進法では、「平成20年度末までに、両特別会計の統合を含め 再保険機能の在り方について検討」するとされており、両特別会計の 統合を含め再保険機能に係る事務及び事業のあり方について現在検討 中。

【森林保険特別会計】

・ 行革推進法では、「平成20年度末までに、独立行政法人への移管を 検討」するとされており、移管先の独立行政法人のあり方等について 現在検討中。